

# 生駒市市民自治検討委員会地域コミュニティ部会検討結果

生駒市市民自治検討委員会地域コミュニティ部会（第1回）検討結果

<p>(1) 参画と協働の原則 (基本構想、条例案及び 条例解説案等)</p>	<p><b>【基本構想】</b> ●市民が市政に参画する機会を保障するとともに、市民同士、市民と市、それぞれの役割分担と責任に基づいて、お互いの立場や特性を尊重しながら協働してまちづくりに取り組むことを規定する。</p> <p><b>【条例原案】</b> (参画と協働の原則) 市民及び市は、第〇条の目的を達成するため、参画と協働によるまちづくりを推進する。</p> <p><b>【条例案】</b> (参画と協働の原則) 第〇条 市民及び市は、第〇条の目的を達成するため、参画と協働によるまちづくりを推進する。</p> <p><b>【条例解説原案】</b> ●この条例の目的を達成するため、市民が市政に参画する機会を保障するとともに、市民同士、市民と市、それぞれの役割分担と責任に基づいて、お互いの立場や特性を尊重しながら協働してまちづくりに取り組むことを規定するものです。</p> <p><b>【条例解説案】</b> ●この条例の目的を達成するため、市民が市政に参画する機会を保障するとともに、市民同士、市民と市、それぞれの役割分担と責任に基づいて、お互いの立場や特性を尊重しながら協働してまちづくりに取り組むことを規定するものです。</p>
<p>(2) まちづくり参画の 権利 (基本構想、条例案及び 条例解説案等)</p>	<p><b>【基本構想】</b> ●まちづくりの主体は市民であり、全ての市民はまちづくりに参画する権利があることを規定する。 ●市民は、まちづくり活動への参加又は不参加を理由に差別的な扱いを受けないことを規定する。</p> <p><b>【条例原案】</b> (まちづくり参画の権利) 市民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参画する権利を有する。 2 市民は、まちづくりの活動への参加又は不参加を理由として差別的な扱いを受けない。</p> <p><b>【条例案】</b> (まちづくり参画の権利) 第〇条 市民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参画する権利を有する。 2 市民は、まちづくりの活動への参加又は不参加を理由として差別的な扱いを受けない。</p> <p><b>【条例解説原案】</b> 「住民自治」を確立し、参画と協働のまちづくりを推進するため、まちづくりの主体は市民であり、全ての市民はまちづくりに参画する権利があると同時に、参画しないことを理由に不利益を受けることがないことを規定しています。</p>

	<p>また、「参画する権利」とは、「生駒市パブリックコメント手続条例」、「附属機関等の設置及び運営に関する取扱指針」や同指針に基づく「附属機関等の会議の公開に関する基準」などがありますが、市民は、様々なまちづくりに参画する権利を有しています。</p> <p><b>【条例解説案】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●「住民自治」を確立し、参画と協働のまちづくりを推進するため、まちづくりの主体は市民であり、全ての市民はまちづくりに参画する権利があることを規定しています。また、「参画する権利」とは、「生駒市パブリックコメント手続条例」、「附属機関等の設置及び運営に関する取扱指針」や同指針に基づく「附属機関等の会議の公開に関する基準」などがありますが、市民は、様々なまちづくりに参画する権利を有しています。</li> <li>●市民がまちづくりに参画しないことを理由に不利益を受けることがないことを規定しています。</li> </ul> <p><b>【条例案】</b> (満20歳未満の市民のまちづくりに参画する権利)</p> <p>第●条 満20歳未満の青少年及び子どもは、それぞれの年齢に応じてまちづくりに参画する権利を有する。</p> <p><b>【条例解説案】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●満20歳未満の青少年及び子どもにもその年齢に応じたまちづくり参画の形態が必要であり、その意見は市の貴重な財産となることから、こうした子どもたちの参画の権利を保障する規定です。</li> </ul>
<p>(3)まちづくりに関する市民の責務 (基本構想、条例案及び条例解説案等)</p>	<p><b>【基本構想】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、お互いの存在や価値観を認め合いながら自らの発言を含む行動に責任を持って、積極的にまちづくりの推進に関わらなければならないこと並びにまちづくりに参画する権利の行使に当たり、公共の福祉、次世代及び市の将来に配慮すべきことを規定する。</li> </ul> <p><b>【条例原案】</b> (まちづくり参画における市民の責務)</p> <p>市民は、自らがまちづくりの主体であることを自覚するとともに、互いの活動を尊重し、認め合いながら自らの発言と行動に責任を持って積極的にまちづくりに参画するよう努めなければならない。</p> <p>2 市民は、まちづくりへの参画に当たっては、公共の福祉、次世代及び市の将来に配慮しなければならない。</p> <p><b>【条例案】</b> (まちづくり参画における市民の責務)</p> <p>第●条 市民は、自らがまちづくりの主体であることを自覚するとともに、互いの活動を尊重し、認め合いながら自らの発言と行動に責任を持って積極的にまちづくりに参画するよう努めなければならない。</p> <p>2 市民は、まちづくりへの参画に当たっては、公共の福祉、次世代及び地域の発展と環境の保全に配慮しなければならない。</p> <p><b>【条例解説原案】</b></p> <p>まちづくりに参画する市民の責務として、まちづくりの主体であることの自覚とともに、自らの発言と行動に責任を持つことが、自治を育てる重要な要件となるため規定しています。また、公共の福祉、次世代及び市の将来に配慮すべきこともまちづくり参画に当たっての市民の責務と</p>

	<p>しています。</p> <p><b>【条例解説案】</b></p> <p>●まちづくりに参画する市民の責務として、まちづくりの主体であることの自覚とともに、自らの発言と行動に責任を持つことが、自治を育てる重要な要件となるため規定しています。</p> <p>●また、公共の福祉、次世代及び地域の発展と環境の保全に配慮すべきこともまちづくり参画に当たっての市民の責務としています。</p>
<p>(4)まちづくりに関する自治体の責務 (基本構想、条例案及び条例解説案等)</p>	<p><b>【基本構想】</b></p> <p>●まちづくりは、自主性・自立性が尊重されるものであり、市として、人づくりの推進や権利の保障、拡大に努めるとともに、国籍、民族、性別、年齢、社会的又は経済的環境等への配慮を市の責務として規定する。</p> <p>●市は、行政運営の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、市民参画の拡充に努めなければならないことを規定する。</p> <p><b>【条例原案】</b> (まちづくり参画における市の責務)</p> <p>市は、まちづくりを行う市民の自主的、自立的な活動を尊重するとともに、国籍、民族、性別、年齢、社会的又は経済的環境等にかかわらず、多様な主体がまちづくりに果たす役割を重視し、人づくりの推進や権利の保障、拡大に努めなければならない。</p> <p>2 市は、企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、市民参画の拡充に努めなければならない。</p> <p><b>【条例案】</b> (まちづくり参画における市の責務)</p> <p>第●条 市は、まちづくりを行う市民の自主的、自立的な活動を尊重するとともに、国籍、民族、性別、年齢、社会的又は経済的環境等にかかわらず、多様な主体がまちづくりに果たす役割を重視し、人づくりの推進や権利の保障、拡大に努めなければならない。</p> <p>2 市は、企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、市民参画の拡充に努めなければならない。</p> <p><b>【条例解説原案】</b></p> <p>まちづくりは、自主性・自立性が尊重されるものであり、市として、人づくりの推進や権利の保障、拡大に努めることを規定しています。また、国籍、民族、性別、年齢、社会的又は経済的環境等への配慮を市の責務としています。</p> <p>さらに、行政運営のマネジメントサイクルについて、それぞれの段階における市民参画について定めています。</p> <p><b>【条例解説案】</b></p> <p>●まちづくりは、自主性・自立性が尊重されるものであり、市として、人づくりの推進や権利の保障、拡大に努めることを規定しています。また、国籍、民族、性別、年齢、社会的又は経済的環境等への配慮を市の責務としています。</p> <p>●さらに、行政運営の企画立案、実施及び評価について、それぞれの過程における市民参画について定めています。</p>

生駒市市民自治検討委員会地域コミュニティ部会（第2回）検討結果

<p>(1) 計画策定段階の原則 (基本構想、条例案及び条例解説案等)</p>	<p><b>【基本構想】</b> ●市は、重要なまちづくり施策の意思決定、実施、評価を行う場合は、広く市民の意見を求めるとともに、市の考え方を公表する旨を規定する。</p> <p><b>【条例原案】</b> (計画策定段階の原則) 市は、市の将来や市民生活に関係する重要なまちづくりの施策の決定、実施及び評価に当たっては、広く市民の意見を求めるとともに、市の考え方を公表するものとする。</p> <p><b>【条例案】</b> (計画策定段階の原則) 第●条 市は、市の将来や市民生活に関係する重要なまちづくりの施策の決定、実施及び評価に当たっては、広く市民の意見を求めるとともに、市の考え方を公表するものとする。</p> <p><b>【条例解説原案】</b> ●重要なまちづくり施策の意思決定、実施、評価を行う場合は、広く市民の意見を求め、市の考え方を公表するという規定です。これは、市の附属機関等における委員の公募、アンケートやパブリックコメントの実施を示しています。なお、対象となる市の基本的な政策等の内容、意見聴取の時期や方法等は別に条例で定めています。</p> <p><b>【平成19年12月25日条例第25号生駒市パブリックコメント手続条例】</b> (目的) 第1条 この条例は、パブリックコメント手続に関し必要な事項を定めることにより、政策等を策定する過程において市民に説明する責務を果たすとともに、市民の市政への参加を促進し、もって行政運営における公正の確保と透明性の向上に資することを目的とする。</p> <p><b>【条例解説案】</b> ●重要なまちづくり施策の意思決定、実施、評価を行う場合は、広く市民の意見を求め、市の考え方を公表するという規定です。これは、市の附属機関等における委員の公募、アンケートやパブリックコメントの実施を示しています。なお、対象となる市の基本的な政策等の内容、意見聴取の時期や方法等は別に条例で定めています。</p> <p><b>【平成19年12月25日条例第25号生駒市パブリックコメント手続条例】</b> (目的) 第1条 この条例は、パブリックコメント手続に関し必要な事項を定めることにより、政策等を策定する過程において市民に説明する責務を果たすとともに、市民の市政への参加を促進し、もって行政運営における公正の確保と透明性の向上に資することを目的とする。</p>
<p>(2) 計画策定手続き (基本構想、条例案及び条例解説案等)</p>	<p><b>【基本構想】</b> ●計画策定段階における市民への意見聴取の方法として意思決定過程で素案を公表し、市民から出された意見・情報を考慮して決定する制度やアンケート調査、公聴会等の方法によることとともに、提示された意見に対する回答及び公表すべき原則を規定する。</p> <p><b>【条例原案】</b> (計画策定手続き) 市民に意見を求めるときは、意思決定過程で素案を公表し、市民から出された意見・情報を考慮して決定する制度やアンケート調査の実施、公</p>

	<p>聴会の開催など適切な方法を選択するとともに、原則として提示された意見に回答し、公表しなければならない。</p> <p><b>【条例案】</b> (計画策定手続き)</p> <p>第●条 市民に意見を求めるときは、意思決定過程で素案を公表し、市民から出された意見・情報を考慮して決定する制度やアンケート調査の実施、公聴会の開催など適切な方法を選択するとともに、原則として提示された意見に回答し、公表しなければならない。</p> <p><b>【条例解説原案】</b></p> <p>●市民に意見を求める際の意見聴取の方法や提示された意見に対する市の回答及び公表原則を規定しています。なお、意思決定過程で素案を公表し、市民から出された意見・情報を考慮して決定する制度による場合については、生駒市パブリックコメント手続き条例によることとなります。</p> <p><b>【条例解説案】</b></p> <p>●市民に意見を求める際の意見聴取の方法や提示された意見に対する市の回答及び公表原則を規定しています。なお、意思決定過程で素案を公表し、市民から出された意見・情報を考慮して決定する制度による場合については、生駒市パブリックコメント手続き条例によることとなります。</p>
<p>(3) 審議会等への参加・公開 (基本構想、条例案及び条例解説案等)</p>	<p><b>【基本構想】</b></p> <p>●市が設置する審議会等の委員の選任に当たっては、地域、性別、年齢、国籍等に配慮すること及び原則として市民公募委員を設けることを規定する。</p> <p>●審議会等の会議及び会議録は、原則として公開しなければならないことを規定する。</p> <p><b>【条例原案】</b> (審議会等)</p> <p>市は、市が設置する審議会等の委員を選任する場合は、地域、性別、年齢、国籍等に配慮するとともに、原則としてその一部を市民から公募しなければならない。</p> <p>2 審議会等の会議及び会議録は、原則として公開しなければならない。</p> <p><b>【条例案】</b> (審議会等)</p> <p>第●条 市は、市が設置する審議会等の委員を選任する場合は、地域、性別、年齢、国籍等に配慮するとともに、原則として公募の委員を加えなければならない。</p> <p>2 審議会等の会議及び会議録は、原則として公開しなければならない。</p> <p><b>【条例解説原案】</b></p> <p>●審議会等委員の選任について、地域や性別、年齢、国籍等への配慮及び原則として市民公募委員を設けることを規定しています。</p> <p>●審議会は、原則公開するとともに、その会議録も公開することとしています。</p> <p>平成20年4月1日から附属機関等の設置及び運営に関する取扱指針を施行しており、委員の公募に当たっては同指針に基づく附属機関等の委員の公募に関する基準によるとともに、会議等については、附属機関等の会議の公開に関する基準により運用しています。</p>

	<p><b>【附属機関等の設置及び運営に関する取扱指針】</b>  <b>(委員の公募)</b>  第6条 委員の選任に当たっては、市民参加の推進を図るため、公募による委員の選任枠を設けるものとする。ただし、その設置目的、審議内容等から公募が適当でない場合は、この限りでない。  2 公募により委員を選任する場合は、その選任方法に公平、公正を期すとともに、応募者の意欲、知識等を考慮し、選考するものとする。  3 前2項に定めるもののほか、委員の公募に関する取扱いの基準は、別に定める。</p> <p><b>(会議の公開等)</b>  第7条 附属機関等は、会議の開催の周知、会議の公開、会議結果の公表等に努めるものとする。  2 前項に定めるもののほか、附属機関等の会議の公開等に関する取扱いの基準は、別に定める。  3 附属機関等は、市民からの意見募集、公聴会の開催等の方法により、市民の意向が反映されるよう努めるものとする。</p> <p><b>【条例解説案】</b>  ●審議会等委員の選任について、地域や性別、年齢、国籍等への配慮及び原則として市民公募委員を設けることを規定しています。  ●審議会は、原則公開するとともに、その会議録も公開することとしています。  平成20年4月1日から附属機関等の設置及び運営に関する取扱指針を施行しており、委員の公募に当たっては同指針に基づく附属機関等の委員の公募に関する基準によるとともに、会議等については、附属機関等の会議の公開に関する基準により運用しています。</p> <p><b>【附属機関等の設置及び運営に関する取扱指針】</b>  <b>(委員の公募)</b>  第6条 委員の選任に当たっては、市民参加の推進を図るため、公募による委員の選任枠を設けるものとする。ただし、その設置目的、審議内容等から公募が適当でない場合は、この限りでない。  2 公募により委員を選任する場合は、その選任方法に公平、公正を期すとともに、応募者の意欲、知識等を考慮し、選考するものとする。  3 前2項に定めるもののほか、委員の公募に関する取扱いの基準は、別に定める。</p> <p><b>(会議の公開等)</b>  第7条 附属機関等は、会議の開催の周知、会議の公開、会議結果の公表等に努めるものとする。  2 前項に定めるもののほか、附属機関等の会議の公開等に関する取扱いの基準は、別に定める。  3 附属機関等は、市民からの意見募集、公聴会の開催等の方法により、市民の意向が反映されるよう努めるものとする。</p>
(4) 市民自治定義・原則 (基本構想、条例案及び条例解説案等)	<p><b>【基本構想】</b>  ●市民自治とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、市民が地域を取り巻く様々な課題に取り組み、市民が主役となったまちづくりを行う活動であることを規定する。  ●市民自治活動の主体は、自治会やボランティア、NPO等の市民活動団体、地域の良好な生活環境づくりに貢献する事業者とともに、まちづくり活動に積極的に参加する個人も含まれることを規定する。</p> <p><b>【条例原案】</b></p>

**(市民自治の定義)**

市民自治とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、市民が地域を取り巻く様々な課題に取り組み、市民が主役となったまちづくりを行う活動をいう。

2 市民自治活動の主体は、自治会をはじめ、ボランティア、NPO等の市民活動団体、地域の良好な生活環境づくりに貢献する事業者などのほか、まちづくり活動に積極的に参加する個人も含まれるものとする。

**【条例案】**

**(市民自治の定義)**

第●条 市民自治とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、市民が地域を取り巻く様々な課題に取り組み、市民が主役となったまちづくりを行う活動をいう。

2 市民自治活動の主体は、自治会をはじめ、ボランティア、NPO等の市民活動団体及び事業者並びに個人も含まれるものとする。

**【条例解説原案】**

●市民自治の概念が一般的に定着していないため、定義を設けました。各地の自治体の事例では、コミュニティという表現を用いているところもありますが、より具体的な日本語表現で共同体意識の形成が可能な一定の地域における市民主体のまちづくり活動としています。

●市民自治の活動主体は、地縁系団体である自治会やテーマ系団体のボランティア、NPOなどとともに、まちづくり活動に積極的に参加する個人も含まれるとした規定です。行政だけでは解決できない地域の課題などについて、当該地域に関わる様々な活動主体がそれぞれの役割や自主性を尊重しあいながらまちづくりを行うことを示しています。

**【条例解説案】**

●市民自治の概念が一般的に定着していないため、定義を設けました。各地の自治体の事例では、コミュニティという表現を用いているところもありますが、より具体的な日本語表現で共同体意識の形成が可能な一定の地域における市民主体のまちづくり活動としています。

●市民自治の活動主体は、地縁系団体である自治会やテーマ系団体のボランティア、NPOなどとともに、個人も含まれるとした規定です。行政だけでは解決できない地域の課題などについて、当該地域に関わる様々な活動主体がそれぞれの役割や自主性を尊重しあいながらまちづくりを行うことを示しています。



生駒市市民自治検討委員会地域コミュニティ部会（第3回）検討結果

<p>(1) 市民自治に関する市民の役割 (基本構想、条例案及び条例解説案等)</p>	<p><b>【基本構想】</b> ●市民は、市民自治活動の重要性を認識し、市民自治活動に参加すること及び市民自治活動を行う団体等を支援するよう努力すべきことを規定する。</p> <p><b>【条例原案】</b> (市民自治に関する市民の役割) 市民は、市民自治活動の重要性を認識し、自ら市民自治活動に参加するよう努めなければならない。 2 市民は、市民自治活動を行う団体等を支援するよう努めなければならない。</p> <p><b>【条例案】</b> (市民自治に関する市民の役割) 第●条 市民は、市民自治活動の重要性を認識し、自ら市民自治活動に参加するよう努めなければならない。 2 市民は、市民自治活動を行う団体等を支援するよう努めなければならない。</p> <p><b>【条例解説原案】</b> ●補完性の原則に基づき、まず市民自身が市民自治活動の重要性を認識し、その担い手として積極的に市民自治活動に参加することを市民の努力義務として規定しています。 ●市民自治活動への参加に加えて、自らの判断に基づき、市民自治活動を行う団体等を支援することも市民の努力義務として規定するものです。</p> <p><b>【条例解説案】</b> ●補完性の原則に基づき、まず市民自身が市民自治活動の重要性を認識し、その担い手として積極的に市民自治活動に参加することを市民の努力義務として規定しています。 ●市民自治活動への参加に加えて、自らの判断に基づき、市民自治活動を行う団体等を支援することも市民の努力義務として規定するものです。</p>
<p>(2) 市民自治に関する自治体の役割 (基本構想、条例案及び条例解説案等)</p>	<p><b>【基本構想】</b> ●市は、市民自治活動を尊重すること並びに自治会やボランティア、NPO等の市民活動団体が行う非営利、非宗教及び非政治の市民自治活動に必要に応じて支援することを規定する。</p> <p><b>【条例原案】</b> (市民自治に関する自治体の役割) 市は、市民が自主的かつ主体的に行う市民自治活動を尊重しなければならない。 2 市は、自治会やボランティア、NPO等の市民活動団体が行う非営利、非宗教及び非政治の市民自治活動に対しては、必要に応じてこれを支援する。</p> <p><b>【条例案】</b> (市民自治に関する自治体の役割) 第●条 市は、市民が自主的かつ主体的に行う市民自治活動を尊重しなければならない。 2 市は、自治会やボランティア、NPO等の市民活動団体が行う非営利、非宗教及び非政治の市民自治活動に対しては、必要に応じてこれを支援する。</p>

	<p><b>【条例解説原案】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●市の市民自治活動に対する認識を確認する規定です。</li> <li>●市民自治活動は、自主、自立したものが原則であることから、市による支援については、補完性の原則に基づき、あくまでも「必要に応じて」行うことを規定しています。まず個人による「自助」、次に地域での「互助・共助」、そして市が「公助」すべきことを示しています。</li> </ul> <p><b>【条例解説案】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●市の市民自治活動に対する認識を確認する規定です。</li> <li>●市民自治活動は、自主、自立したものが原則であることから、市による支援については、補完性の原則に基づき、あくまでも「必要に応じて」行うことを規定しています。自立した市民自治の活性化は自治体全体の強化につながり、地域社会自体が豊かになることから、こうした公益性のある市民自治活動に対する行政からの支援を保証するものです。</li> </ul>
<p>(3) 市民自治協議会等 (基本構想、条例案及び 条例解説案等)</p>	<p><b>【基本構想案】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●一定のまとまりのある地域において、自治会やNPOなどの多様な主体で構成される市民自治活動を行う組織に関して、別に定めるところにより、当該組織を設置できること及びその責務並びに当該組織に対する配慮及び支援等の市の関わりを規定する。</li> </ul> <p><b>【条例原案】</b> (市民自治協議会等)</p> <p>市民は、個性的で心豊かな地域をつくるため、一定のまとまりのある地域において、自治会やNPOなどの多様な主体で構成される市民自治活動を行う組織（以下「市民自治協議会」という。）を設置することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 市民自治協議会は、当該地域の市民に開かれたものとし、市及びその他の組織と連携しながら市民自治活動を行うものとする。</li> <li>3 市は、市民自治協議会の活動に対して必要な支援を行うことができる。</li> <li>4 市は、各種計画の策定や政策形成に当たっては、市民自治協議会の自主性及び自立性に配慮するとともに、その意思を可能な限り反映しなければならない。</li> <li>5 市は、市民自治協議会の意向により、事務事業の一部を当該市民自治協議会に委ねることができる。この場合において、市は、その実施に係る経費等について必要な措置を講じなければならない。</li> <li>6 前各項に関することは、別に定める。</li> </ol> <p><b>【条例案】</b> (市民自治協議会等)</p> <p>第●条 市民は、個性的で心豊かな地域をつくるため、一定のまとまりのある地域において、自治会やNPOなどの多様な主体で構成される市民自治活動を行う組織（以下「市民自治協議会」という。）を設置することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 市民自治協議会は、当該地域の市民に開かれたものとし、市及びその他の組織と連携しながら市民自治活動を行うものとする。</li> <li>3 市は、市民自治協議会の活動に対して必要な支援を行うことができる。</li> <li>4 市は、各種計画の策定や政策形成に当たっては、市民自治協議会の自主性及び自立性に配慮するとともに、その意思を可能な限り反映しなければならない。</li> <li>5 市は、市民自治協議会の意向により、事務事業の一部を当該市民自治協議会に委ねることができる。この場合において、市は、その実施に係る経費等について必要な措置を講じなければならない。</li> </ol>

	<p>6 前各項に関することは、別に定める。</p> <p><b>【条例解説原案】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の特性や資源をいかした個性豊かな市民自治活動を行っていくためには、地理的条件など地域特性を共有するおおむね小学校区程度の単位を基本に自治会やNPOなどの多様な主体がまとまって活動することが必要であり、そうした組織（市民自治協議会）の設置について規定するものです。</li> <li>●市民自治協議会は、当該地域の市民のほか、当該地域とかかわりのある市民（事業者、各種団体等を含む）に開かれたものとするとともに、市や関係する組織と連携して協働によって活動することを規定しています。</li> <li>●市は、市民自治協議会に対し、助成金の交付や職員の派遣、活動拠点施設の整備など必要な支援を行うことができることを規定しています。</li> <li>●市は、総合計画をはじめとする市の計画策定や事業、施策の推進に当たっては、市民自治協議会が策定した地域計画（地域ビジョンなど）との整合に配慮するとともに、市民自治協議会の意見等を尊重しなければならないとする規定です。</li> <li>●市は、それまで市が行ってきた地域内の公共施設の管理や公共サービスの提供等について、市民自治協議会から求められたときは、できる限り市民自治協議会が市に代わって行えるよう配慮することを規定するもので、この場合、サービス提供等に係る経費を支払うなど必要な措置を講じるものとしています。</li> <li>●市民自治協議会に関する詳細事項は、十分な検討や調整を行った上で、別に条例で定めることとしています。</li> </ul> <p><b>【条例解説案】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の特性や資源をいかした個性豊かな市民自治活動を行っていくためには、地理的条件など地域特性を共有するおおむね小学校区程度以下の単位を基本に自治会やNPOなどの多様な主体がまとまって活動することが必要であり、そうした組織（市民自治協議会）の設置について規定するものです。</li> <li>●市民自治協議会は、当該地域の市民のほか、当該地域とかかわりのある市民（事業者、各種団体等を含む）に開かれた、透明性のあるものとするとともに、市や関係する組織と連携して協働によって活動することを規定しています。</li> <li>●市は、市民自治協議会に対し、助成金の交付や職員の派遣、活動拠点施設の整備など必要な支援を行うことができることを規定しています。</li> <li>●市は、総合計画をはじめとする市の計画策定や事業、施策の推進に当たっては、市民自治協議会が策定した地域計画（地域ビジョンなど）との整合に配慮するとともに、市民自治協議会の意見等を尊重しなければならないとする規定です。</li> <li>●市は、それまで市が行ってきた地域内の公共施設の管理や公共サービスの提供等について、市民自治協議会から求められたときは、できる限り市民自治協議会が市に代わって行えるよう配慮することを規定するもので、この場合、サービス提供等に係る経費を支払うなど必要な措置を講じるものとしています。</li> <li>●市民自治協議会に関する詳細事項は、十分な検討や調整を行った上で、別に条例で定めることとしています。</li> </ul>
<p>(4) 他自治体住民との連携 (基本構想、条例案及び条例解説案等)</p>	<p><b>【基本構想】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●市民及び市は、市外の人々と交流・連携を図り、その知恵や意見をまちづくりに活用するよう努めるべきことを規定する。</li> </ul> <p><b>【条例原案】</b> (他自治体住民との連携)</p> <p>市民及び市は、市外の人々と交流・連携を図り、その知恵や意見をまちづくりに活用するよう努めるものとする。</p>

**【条例案】**

(他自治体住民との連携)

第●条 市民及び市は、市外の人々と交流・連携を図り、その知恵や意見をまちづくりに活用するよう努めるものとする。

**【条例解説原案】**

●まちづくりのさまざまな分野での課題などについて、市外の人々と連携してその意見を取り入れ、解決に向けて取り組むことを規定しています。

**【条例解説案】**

●まちづくりのさまざまな分野での課題などについて、市外の人々と連携してその意見を取り入れ、解決に向けて取り組むことを規定しています。

生駒市市民自治検討委員会地域コミュニティ部会（第4回）検討結果

<p>(1) 人権の尊重 (基本構想、条例案及び 条例解説案等)</p>	<p><b>【基本構想】</b> ●本市のまちづくりは、性別や年齢、国籍などにかかわらず、市民一人ひとりの人権が保障され、その個性及び能力が十分発揮されることを原則に推進されなければならないことを規定する。</p> <p><b>【条例原案】</b> (人権の尊重) 本市のまちづくりは、性別や年齢、国籍などにかかわらず、市民一人ひとりの人権が保障され、その個性及び能力が十分発揮されることを原則に推進されなければならない。</p> <p><b>【条例案】</b> (人権の尊重) 第●条 本市のまちづくりは、性別や年齢、国籍などにかかわらず、市民一人ひとりの人権が保障され、その個性及び能力が十分発揮されることを原則に推進されなければならない。</p> <p><b>【条例解説原案】</b> ●参画と協働のまちづくりを進めるに当たっては、誰もが個人として基本的な人権が尊重され、自らの個性と能力が十分発揮できることが必要であることを定めています。</p> <p><b>【条例解説案】</b> ●参画と協働のまちづくりを進めるに当たっては、誰もが個人として基本的な人権が尊重され、自らの個性と能力が十分発揮できることが必要であることを定めています。</p>
<p>(2) 市民投票原則 (条例案及び条例解説 案)</p>	<p><b>【基本構想】</b> ●市長は、市政に関わる重要事項について、市民投票の制度を設けることができることを規定する。</p> <p><b>【条例原案】</b> (市民投票の原則) 市長は、市政に関わる重要事項について、直接市民の意思を確認するため、議会の議決を経て、市民投票の制度を設けることができる。</p> <p><b>【条例案】</b> (市民投票の原則) 第●条 市長は、市政に関わる重要事項について、直接市民の意思を確認するため、市民投票の制度を設けることができる。</p> <p><b>【条例解説原案】</b> ●市の重要な政策判断が必要な事項については、市民に対する意思確認の手段として、市民投票ができることを定めています。</p> <p><b>【条例解説案】</b> ●市の重要な政策判断が必要な事項については、市民に対する意思確認の手段として、市民投票ができることを定めています。</p>

(3) 市民投票要件  
(基本構想、条例案及び  
条例解説案等)

**【基本構想】**

- 市民の市民投票請求権、議会及び市長の市民投票発議権を規定する。
- 市民投票の請求、発議、投票資格及びその他の市民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に定めること並びに市長は、市民投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにしなければならないことを規定する。

**【条例原案】**

(市民投票要件)

市民は、市長に対して市民投票を請求することができる。

- 2 議会及び市長は、市民投票を発議することができる。
- 3 市民投票の請求、発議、投票資格及びその他の市民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に定める。この場合において議会及び市長は、投票資格者を定めるに当たっては、定住外国人や未成年者の参加に十分配慮しなければならない。
- 4 市長は、市民投票を行うに当たっては、市民投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにしなければならない。

**【条例案】**

(市民投票要件)

第●条 市民は、市長に対して市民投票を請求することができる。

- 2 議会及び市長は、市民投票を発議することができる。
- 3 市民投票の請求、発議、投票資格及びその他の市民投票の実施に必要な事項は、別に定める。この場合において議会及び市長は、投票資格者を定めるに当たっては、定住外国人や未成年者の参加に十分配慮しなければならない。
- 4 市長は、市民投票を行うに当たっては、市民投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにしなければならない。

**【条例解説原案】**

●地方自治法第12条第1項及び第74条第1項の規定により、条例の制定請求権があり、この直接請求に基づき市民は「市民投票条例」の制定を請求することができることとの規定です。

**【地方自治法】**

第12条 日本国民たる普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃を請求する権利を有する。

第74条 普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者（以下本編において「選挙権を有する者」という。）は、政令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求をすることができる。

●市議会や市長が直接市民の意思を確認しながらそれぞれの意思決定を行っていくことは、間接民主制を補完する意味でも重要であるため、市議会と市長も市民投票を発議できることを定めています。

●市民投票の実施請求に関する具体的な手続やその後の方法等は、個別の事案ごとに別に条例で定めることを規定しています。その条例においては、事案に応じて定住外国人や未成年者の参加に配慮することとする規定です。

●市民投票は法的な拘束力を持たないため、その結果で市長や議会の選択や決断を拘束するものではありませんが、投票の成立要件を含め、あ

らかじめ投票結果の取扱いを定めておくとする規定です。

**【条例解説案】**

- 市民の請求により市民投票ができることを定めた規定です。
- 市議会や市長が直接市民の意思を確認しながらそれぞれの意思決定を行っていくことは、間接民主制を補完する意味でも重要であるため、市議会と市長も市民投票を発議できることを定めています。
- 市民投票の実施請求に関する具体的な手続やその後の方法等は、別に条例で定めることを規定しています。その条例においては、定住外国人や未成年者の参加に配慮することとする規定です。
- 市民投票は法的な拘束力を持たないため、その結果で市長や議会の選択や決断を拘束するものではありませんが、投票の成立要件を含め、あらかじめ投票結果の取扱いを定めておくとする規定です。